

明治初期筑豊炭田における石炭借区の推移：『鉦山借区一覧表』の分析

今野, 孝
福岡大学商学部

<https://doi.org/10.15017/4493074>

出版情報：経済學研究. 59 (3/4), pp.37-53, 1994-03-10. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：

明治初期筑豊炭田における石炭借区の推移

——『鉱山借区一覧表』の分析——

今 野 孝

目 次

1. 『鉱山借区一覧表』とその分析
2. 鉱業行政と石炭借区
3. 明治初期における筑豊五郡借区動向比較
 - (1) 借区面積 (2) 借区数
 - (3) 借区の許可と廃業 (4) 明治15年の産鉱高
4. むすびにかえて

1. 『鉱山借区一覧表』とその分析

本稿は、明治16年および19年版の『鉱山借区一覧表』の分析によって、明治初期における筑豊石炭産業の基礎的指標のひとつである借区の動向を、旧筑豊五郡（遠賀・鞍手・嘉麻・穂波・田川）の比較をおこないながら概観し、明治10年代までの筑豊における石炭借区の状況につい

(1) 本稿は「明治初期の旧嘉麻・穂波両郡にみる石炭鉱業と借区—明治16年の『鉱山借区一覧表』の再検討を中心に—」（『エネルギー史研究』No.14, 1986年）において、『鉱山借区一覧表』をとおしてみた福岡県の旧嘉麻・穂波の二郡における明治初期の石炭借区についての分析をもとに、基本的には前稿の作業手順を踏襲しながら、残った鞍手・遠賀・田川の三郡、および前稿で取り扱った嘉麻・穂波両郡をふくめた旧筑豊五郡全域に対象を拡張して分析したものである。

なお、本稿では借区の取扱は原資料に掲載された借区の単位をそのまま利用したため、前稿での借区数の取り扱いとは異なっている。詳細は注(14)を参照されたい。また、遠賀・鞍手・田川三郡それぞれの郡別の動向（各村別・借区人別等の集計をふくめて）の詳細については、別稿においてあらためて分析することにした。

て一応の理解を得ておこうとするものである⁽¹⁾。

石炭借区の存在そのものを分析の対象とすることの意義と限界については、すでに別稿で述べているが、その概要は以下のごとくである。

採取産業である鉱業は、労働対象としての鉱床（炭鉱においては炭層）を確保することが不可欠である。一定の地域での採掘を独占的に許可される鉱業権（本稿で対象とした当時の日本坑法では「借区」と称した）を確保することは鉱業企業の存立のための条件である⁽²⁾。もちろん実際には鉱業権（借区）の獲得がすべて企（起）業へとつながるものではない。借区が存在そのものが鉱業生産を意味するものではないから、石炭借区の状況もまた、当時の石炭鉱業の実態をそのまま反映したものではないことは明らかである⁽³⁾。ここに借区が存在を分析の対象とすることの限界がある。

しかしながら、明治初期の筑豊の石炭鉱業に関しては、全体を網羅的に把握しようような資料は少ない。本稿で用いた工部省鉱山課による

(2) 「炭層の存在は石炭産業そのものの存立の基盤であり、出発点であると同時に、石炭産業分析の基底をなすものである。」（隅谷三喜男『日本石炭産業分析』岩波書店、昭和43年、p.373）。

(3) たとえば、後述するように、明治15年中の産鉱高が記載されている借区は、全体の45%程度に過ぎない。産鉱高の記載は同年のもののみであり、この年以外の状況について知ることはできないが、いずれにせよ借区が存在そのものが炭鉱としての操業を示すものでないことを物語っている。

明治16年末調べの『鉱山借区一覧表』、および農商務省鉱山局の明治19年末の『鉱山借区一覧表』ならびに『鉱山借区一覧表追加』（以下、『一覧表』・『同追加』と略称）には、筑豊炭田はもちろんのこと、全国にわたる各種鉱山借区が掲載されている。したがって、特定の鉱種に限らず全国的規模で分析することができる数少ない資料である⁽⁴⁾。『一覧表』に記載されている内容はごく限られたものでしかないという欠点はあるが、網羅的であるという点ではきわめて貴重な情報を提供しているものである。『一覧表』が伝える石炭借区の存在状況の推移は、少なくとも石炭鉱業の基底的条件としての借区の動向を示すものとしてとらえれば、石炭鉱業を考察するうえでの、ひとつの重要な指標を提供するものである。

本稿は分析の対象を明治16年および19年の『一覧表』・『同追加』に限定したため、利用した情報はきわめて限られている。この資料から得られるものは、借区人名・借区所在地・借区番号・借区面積・許可年月日・廃業年月日などである⁽⁵⁾。あえて贅言するまでもなく、石炭鉱業を考察する場合においても、生産過程はもちろん、これをとりまく社会的経済的諸条件を無視することはできない。明治15年中の「産鉱高」の記載を除けば、『一覧表』からは石炭の生産について直接知りうるところはほとんどない。また、本稿が対象とした明治初年から10年代をみれば、たとえば西南戦争による筑豊の石炭鉱業への影響がどの程度みられて、それが借区の動

向にどのようにあらわれていたのか⁽⁶⁾、あるいは松方財政によるデフレ政策が石炭鉱業にどのような影響をもたらした、さらに借区の推移にどのように反映していたのかといった諸点も興味深い。しかし、これらについては、個々の借区の具体的な事情をふくめて、さらに詳細な検討が必要である。ここにもこの資料に依拠した分析の限界がある。したがって本稿ではこのような諸点について考察の対象を広げることはできない。筑豊の石炭借区の動向に影響を与えた諸要因やその背景等を明らかにすることは今後の課題である。ただし、当該期間の石炭借区の動向には、政府の鉱業行政が直接間接に影響をあたえたとみられるので、この点については次章で概観した。

『一覧表』による分析には限界があるが、この資料によって客観的にどのようなことがいえるのかを確認しておくことには一定の意義があるといえよう。明治初期の石炭産業をどのような観点から見ていくにせよ、この資料はひとつの重要な指標をあたえている。

明治16年版の『一覧表』のなかの借区には「廃業年月」が記載されているものがある。16年の『一覧表』には、すでに廃業した借区をふくめて、基本的には明治7年から16年末までに存在していた全ての借区が掲載されているとみられる。そこで、本稿ではこの『一覧表』に記載されている許可と廃業の日付にもとづいて、明治7年から16年までの各年・各郡に存在していた石炭借区を確定し、それによって借区の状況と

(4) 明治16・19年版『一覧表』および明治19年版の『同追加』の写真版による復刻は、九州大学石炭研究資料センター編『石炭研究資料叢書』(No.11, 1990年)および同(No.12, 1991年)に掲載されている。

(5) 詳細については、前掲復刻版の解説および前掲拙稿を参照されたい。

(6) たとえば「[明治]十年西南の戦争起り軍夫募集の事ありしより炭坑々夫及運炭舟子に従事せしもの争ふて彼に赴むき又此を顧みるものなく」(『筑豊炭礦誌』p. 8)とあるように、その時々状況は石炭鉱業の生産面に大きな影響を及ぼさずにはいなかったことはいうまでもない。

その変化を分析した。

明治19年版の『一覧表』と『同追加』には「廃業年月」の欄がない。すなわち、明治19年末現在の借区状況のみが記載されたものであるため、明治17・18両年の借区について確定することはできない。しかし、これによって、単に19年末の借区の状況を確認できるだけでなく、両年度版の内容を比較検討することにより、双方の内容をより精確なものにすることが可能になる⁽⁷⁾。なお、各年に存在した借区の確定にあたっては、前稿の基準を踏襲して、特定の時点（たとえば年初や年末）を基準とせず、その年内に存在していた借区をすべて（当該年中の許可借区および廃業借区を含む）含めることにした。

2. 鉱業行政と石炭借区

わが国初の統一的鉱業法である「日本坑法」（明治6年7月、太政官布告第259号）の「日本国中ニ於テ発見スル者ハ都テ日本政府ノ所有ニシテ独政府ノミコレヲ採用スル分義アリ」とする条文にも示されているとおり、明治新政府は当初から「国民の開採セルモノハ悉ク政府ヨリノ請負稼ニアラサルコトナシ」（「鉱山心得」明治5年3月）としていた。「借区」という呼称は、政府から「借り受けた坑区」の意味であると解される。したがって、借区は政府から許可を与えられた。筑豊の石炭借区にかぎらず、鉱山借区の状況やその動向は、政府の諸政策、特に鉱業行政のあり方、さらには行政事務処理の

現場の事情からも直接間接に影響を受けた。特に明治初期、法制をはじめとして、行政機構も整備されず、必ずしも十分に機能していなかった当時は、多くの事務処理の停滞や混乱もみられたが、これらも当時の借区の状況に大きな影響を与えていた。本稿では借区の動向に影響を与えた要因としての経済的側面についてはふれることはできないが、行政的側面からの影響については以下に若干ふれておくことにしたい⁽⁸⁾。

明治新政府は明治5年の鉱山心得、および翌6年の日本坑法の発布によって鉱山採掘を解放するとともに、金属だけでなく石炭等の「無鉱質」についても政府による領有を明らかにした。当初政府は貨幣材料としての重要性から金属鉱山を念頭においた鉱業政策を展開していたが、金属以外の鉱業に対しても関心はもっており、実態の把握にも努めていた。明治3年閏10月、政府は「各地方庁管下石炭産出ノ地名并一箇地産出ノ総数ニ塊炭ヲ添付シテ本省ニ呈出」⁽⁹⁾するよう各府藩県に求めた。しかし実効はあがらず、翌年5月になって再度提出を督促するほどであった。政府が石炭等の「無鉱質」の分布状況を把握し、さらにこれらを採掘する「民坑」を掌握することは決して容易ではなかった。

民間に鉱業を解放するにあたっては、鉱業に関する規則としての「民坑条規」が必要であった。その起草作業は明治4年9月からはじめられ、明治6年に「日本坑法」として発布された。鉱業法として不備な点を数多く抱えてはいたが、ここにわが国にも近代的鉱業法制が誕生するこ

(7) 両年版の記載事項の相違についても、詳細は前掲拙稿および復刻版の解説を参照されたい。明治19年の『一覧表』および『同追加』によって、16年版の誤植や、掲載もれと思われるいくつかの借区を発見できた。借区面積も16年以降の調査で修正されており19年版の方がより精確な数値になっている。

(8) 詳細については、拙稿「明治20年前後における筑豊石炭鉱業——撰定坑区をめぐって——」（『エネルギー史研究』No.12, 1983年）、および前掲拙稿「明治初期の旧嘉麻・穂波郡にみる石炭鉱業と借区」を参照されたい。

(9) 工部省『工部省沿革報告』p.126。

とになった。

これにより、「開坑スル者ハ先ツ坑区ヲ得ベシ」「凡借区開坑ハ鉱山寮ニ願出ヘシ」（日本坑法、第九）と規定されて、民間で開坑するものは政府から許可をうけて坑区を借り受けなければならないことになり、「借区」の制度が出現したのである。それまで民部・大蔵・工部三省がかかわっていた鉱業行政は工部省鉱山寮の所管となり、すでに各省の許可を得ていたものも含めて、民間で鉱業をおこなおうとする者はあらためて工部省に「借区」を出願することになった。当初、これらの出願期限は明治6年12月25日とされたが、翌7年3月31日まで延長され、さらに6月30日まで再度延期されている。借区制度の発足時においても幾分の混乱があったとみられるが、ともかくもこの時から「借区」が許可されて誕生し、さらに新規の借区も続々と許可されて借区数は増加をつづけた。後述するように、明治7年には筑豊で209借区の石炭借区が許可された。同年4月15日に許可された穂波郡の35借区がその最初のものであった⁽¹⁰⁾。

ところで、初期の鉱業行政の混乱は税制の面でもみられた。鉱業に関する税制が借区の動向に影響をあたえた可能性は十分に考えられる。当初日本坑法では借区税と坑物税とを借区人に課していた。すなわち「鉄及ヒ無鉱質ノ諸物品ヲ採取スル坑区ハ面五百坪ニ付前条ノ半高ヲ納ムヘシ即金五十銭トス」「前書借区税ノ外ニ採製セシ金属及諸坑物ニ就テ代価百分ノ三ヨリ百分

ノ二十迄ヲ坑物税トシテ毎年一月七月両度ニ鉱山寮ニ納ム可シ」（日本坑法、第三十一）としていた。しかし、徴税は順調には実施できず、明治8年1月には坑物税が当分の間廃止されることになった。借区税の納入も決して順調ではなかった。日本坑法によれば、借区税は前年の1年間分を翌年1月に全額納税することになっていたが、実際には同法によって義務づけられていた「坑業明細表」の提出時期にあわせて、便宜上年4回にわけて納められていた。しかし、滞納が相ついだため、明治11年11月、工部省は日本坑法の条文にしたがって翌年1月の一括納税に戻した。さらに、明治14年9月には太政官布告によって日本坑法の一部改正をおこない、納税方法を後納制から前納制に切り替えた。その年の1年分をあらかじめ1月に納めることにしたのである。また、滞納者に対しては「借区券ヲ取揚」げる規定も設けて、徴税の確実な実施に力を入れている⁽¹¹⁾。

初期の筑豊では、1借区あたりの平均面積は1,000坪前後であったから、借区税額は年間1円程度であったとみられる。これが零細な鉱業者にとってどの程度の負担であったのかは定かではないが、4回の分納が一括納税となり、さらに1年分を前納するように切り替えられたことは、零細な鉱業者にとっては決して好ましいことではなかった。このような納税方法の変更は零細な借区者の経営を圧迫して納税を困難にし、罰則によらずとも借区を維持することができなくなるものがあったことは考えられる。

つぎに鉱業に対する調査についてみてみよう。明治16年ごろまでの鉱業行政は「或ハ之ヲ放任シ、或ハ之ヲ地方ニ委シ、時々之ヲ本省ニ管ス

(10) 19年版の「一覧表」によれば、鞍手郡の8借区が明治7年3月25日に許可されたことになっている。しかし、明治16年版によれば、それらは明治7年4月22日に許可された「甲」種6借区と明治11年10月18日「官」種2借区であり、借区番号からみて16年版の記述が正しいと考えられる。よって筑豊における最初の石炭借区は7年4月15日付で許可されたとみてよいであろう。

(11) 以上、税制については石村善助『鉱業権の研究』（勁草書房、1960年）pp.124-130による。

ルヲ以テ、其規一ナラス。而シテソノ之ヲ委シ之ヲ管スルモ、唯ソノ開墾業及ヒ納税等ノ事ニ止マリ、実地之ニ干渉スルニ非ス⁽¹²⁾と工部省がみずから吐露しているほどであり、政府の鉱業行政の実態は「民坑」の掌握など全く不可能な状態であった。政府は民間の鉱業の実態の把握の必要を感じてはいたものの、明治初期には十分な実地調査をおこなうにはいたらなかった。『工部省沿革報告』には、明治13年11月に工部大輔吉井友実が筑豊炭田を「点検」して官営炭鉱の起業計画を太政官に提出した記述があり、これが筑豊炭田での最初の調査ではないかとみられるが、明治15年にも工部省の伊藤弥次郎が伊藤博文に随行して福岡県を訪れ、その際福岡県令からの依頼で筑豊炭田を見て回っている。この時が筑豊における最初の本格的調査であったともいわれている⁽¹³⁾。伊藤弥次郎は零細な炭鉱が乱立している筑豊の状況を見て、筑豊炭田の将来に危機感を抱いている。この伊藤弥次郎の筑豊での調査の結果が、明治15年8月、太政官布告38号によって日本坑法に追加された石炭の借区面積を1万坪以上とする最小出願面積の設定につながり、さらに明治17年から4年間にわたって実施された本格的な全国民行鉱山借区調査へと発展していったとみられる。この調査は明治20年まで続けられたが、対象となった鉱山の四分の一以上を筑豊の炭鉱が占めていた。調査の過程で、それまでかなり大雑把な数値で出願されていた借区面積が更正され、違法な鉱業をおこなっていた借区の廃止が推進されるなど、借区の状況には大きな変化がみられたのである。

(12) 工部省編『鉱山（調書）』巻（明治16年11月）。

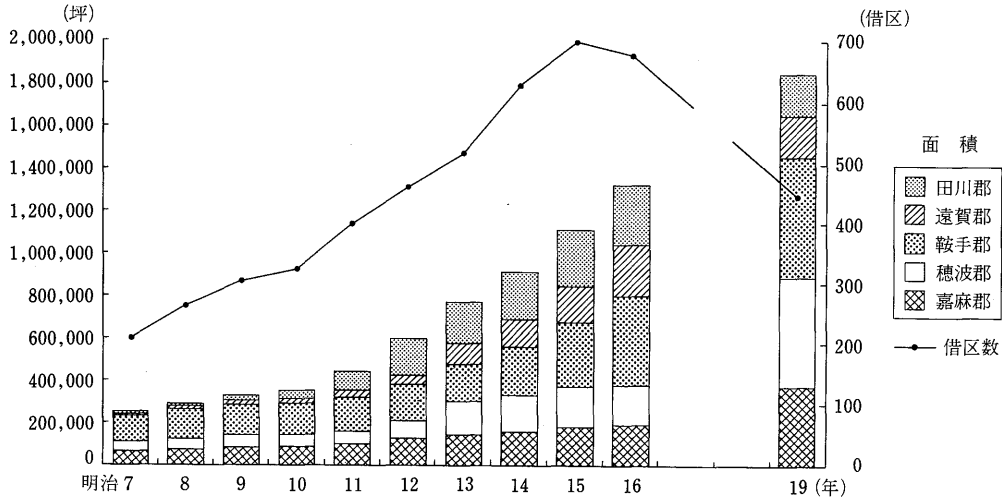
(13) たとえば『撫松余韻』（昭和10年，p.553）や『松本健次郎懐旧談』（鱗書房，昭和27年，p.35）はこれを筑豊における最初の調査としている。

つぎに借区出願や許可後の変更等の事務的処理についてみてみよう。当初、借区出願にあたっては、本来ひとつの借区であっても、借区地上の土地の官・民有の区分によって分割して出願し、複数の借区として許可されていた。各借区に付与された借区番号からもわかるように、官有地の「官」のほか民有地の「甲」・「乙」および「丙」（これら3種別については今のところ不詳である）の計4種の区別が当時設けられていた。後にみるように、初期の炭鉱経営自体の零細性は明らかであるが、借区出願の手続きの過程で、鉱業の実態よりさらに小規模な借区に分割されてしまい、それがより一層当時の鉱業の規模の零細性を強調することになった面もないとはいえない⁽¹⁴⁾。その後、明治9年10月には試掘および借区出願の書式が工部省達により改正され、これ以降、借区番号の種別は「官」と「借」との2種の区分になった⁽¹⁵⁾。民行鉱山調査が実施された時期には、これと並行して借区に関する手続き等の改善・合理化がすすめられ

(14) 旧嘉麻・穂波両郡の石炭借区の分析をおこなった前掲拙稿では、この点を踏まえて『一覧表』に掲載された借区をそのまま取り扱うのではなく、それぞれの鉱業規模に近いかたちにするため、それぞれの借区をできる限り稼業単位に還元して分析をこころみた。しかし、いくつかの借区については、明らかにその作業の正当性が認められるものの、一方できわめて不確実な推定を重ねなくてはならないものも多く存在する。この確定作業はかなり困難をとまなうものであった。そこで本稿においては、すでに検討した旧嘉麻・穂波両郡もふくめて、稼業単位に還元したものではなく、原資料に掲載されている借区の単位を分析の対象としてそのまま用いた。したがって借区数は、鉱業の稼業単位よりも多いことになる。この点は個々の借区について検討する場合や、借区数そのものを取り扱う場合にはその差異が当然問題になるが、全体の趨勢としてみる場合はそれほど致命的な大きな差は生じていないようである。これは取り敢えず一応の指標を求めようとする本稿の作業の限界でもある。

(15) 明治9年10月以前の許可の借区のなかにも「借」の記号をつけたものがあるが、これはこの時以降に面積の更正や借区人の異動など何らかの変更がおこなわれたものとみられる。

図-1 筑豊五郡借区数および面積推移



た。明治18年5月には増借区の際の処理が、また同年12月には相続時の処理が改訂されて、新証券の下付をやめて裏書によって処理することになったし、さらには官民地別の証券発行もやめて、ひとつの鉱業をおこなうすべての借区場を1枚の証券とするようになった。このような借区手続などの改善は、借区のあり方をより実際の鉱業の規模に近いものに変えていったとみられる。当然1借区あたりの面積は拡大されることになった。

明治10年代後半になると、炭鉱への本格的機械の導入が始まることになった。しかしながら、いよいよ本格的な発展の段階をむかえようとする筑豊の石炭産業に対して、日本坑法に基づいたこれまでの鉱業行政は、すでに鉱業の実態に適わなくなっていた。急速に発展する石炭鉱業と、それによって生じてくる種々の問題に対応するためには、新たな「鉱業条例」の施行を必要とした。同時に、零細借区の廃業と比較的大規模な借区の出現はみられてはいたものの、筑

豊石炭産業のさらなる発展をはかるためには、政府が強権的に大鉱区を設定し、これを有力な鉱業者に許可する「撰定坑区」の実施が必要であった⁽¹⁶⁾。

3. 筑豊における借区動向の五郡比較

—二つの類型—

(1) 借区面積

筑豊における石炭鉱業の広がりをみるために、まず借区面積の推移をみてみよう。明治7年から19年までの借区面積の推移を図-1に示した。筑豊五郡全体の総借区面積はこの間きわめて順調に増加していった。初期の明治7年から10年にかけては緩やかに増加したが、11年から16年にかけてはいくぶん増加の傾向を強め、さらに明治16-19年の間に著しく増加した。初めて筑豊に石炭借区が許可された明治7年には五郡全

(16) 詳細は、前掲拙稿、「明治20年前後における筑豊石炭鉱業——撰定坑区をめぐって——」を参照されたい。

明治初期筑豊炭田における石炭借区の推移

図-2 郡別借区面積推移

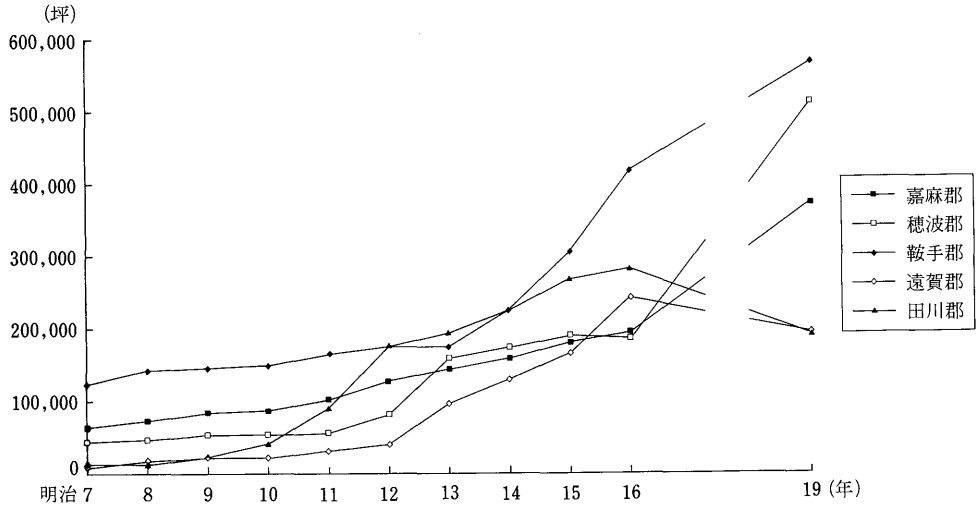
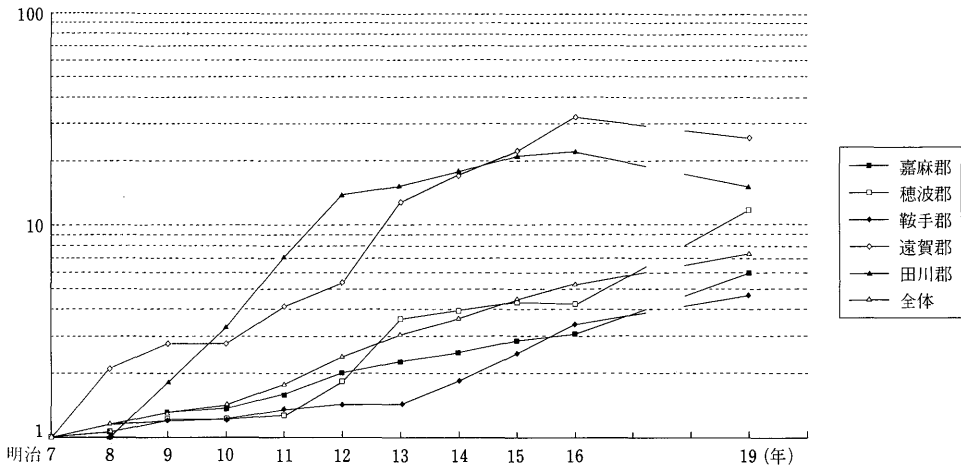


図-3 借区面積指数比較 (明治7年=1)



体でわずかに25万坪程度に過ぎなかった総借区面積は、明治19年には約200万坪へと7倍以上に増加している。このように筑豊全体としてはきわめて順調に伸びているが、郡によってその推移に特徴がみられる (図-2および図-3)。

郡別の推移動向から大きくふたつの類型に分けられる。第一の類型は、ほぼ五郡全体の総借区面積の動きと同じような推移を示している鞍手・嘉麻・穂波の三郡であり、もうひとつは比較的早期に急激な面積の増加をみせながら、16

年以降は逆に減少した田川・遠賀両郡である。明治7年の面積を基準に各郡の借区面積の変化をみた図-3によれば、これらふたつのタイプの違いが一層明らかになる。

第一の類型とした三郡の面積の推移は、明治12年まではいずれも微増であるが、詳細に比較すれば、これもそれぞれ異なった様相を呈している。

鞍手郡は明治7年当初から他郡に較べて倍以上の借区面積があった。明治12年ごろまでの推

移は、嘉麻・穂波両郡とほぼ同じであるが、この両郡が明治12年以降に増加傾向をみせはじめたのに対して、鞍手郡は13年まではそれほど目立った増加を示さなかった。当初の借区面積が五郡中の最上位にあったことからみれば、この間鞍手郡は停滞的であったとさえいえるであろう。因みに嘉麻・穂波両郡は明治12年および13年中にそれぞれ当初の面積の2倍を超えているが、鞍手郡が2倍を超えるのは明治15年になってからであった。鞍手郡も14年以降になると増加の傾向をみせはじめ、その後同郡の借区面積の増加は毎年30%ないし40%弱で着実に推移している。当初の面積が大きいだけにその増加量も大きかった。鞍手郡における借区面積の増加が、この時期の筑豊全体の借区面積の増加に大きく貢献していたことがわかる。しかもこの面積の増加は、後述するように新規借区許可数の減少と存在借区数の停滞という状況下でみられたものである。ここでの面積の増加は、郡内の借区が全般的に伸張したことによるのではなく、たとえば下境村の許斐鷹介、あるいは植木村における帆足義方など、専門的な鉱業者が大規模な借区を獲得していったことが大きく影響したのである。なお、明治16年から19年にかけての増加率は五郡全体の平均をいくぶん下回る程度であったが、鞍手郡は借区面積に関するかぎり19年末の時点においても五郡中最大であった。

穂波郡は鞍手郡とは異なって、明治7年当初においてはそれほど広い借区面積を有していたわけではなかった。明治11年ごろまではこれも停滞的であったものの、明治12年から13年にかけて急激な増加をみせている。その要因としては、明治12年以降に進出してきた目尾村における杉山徳三郎、相田村での松本潜などの大規模借区をあげることができる。他郡に較べて比較

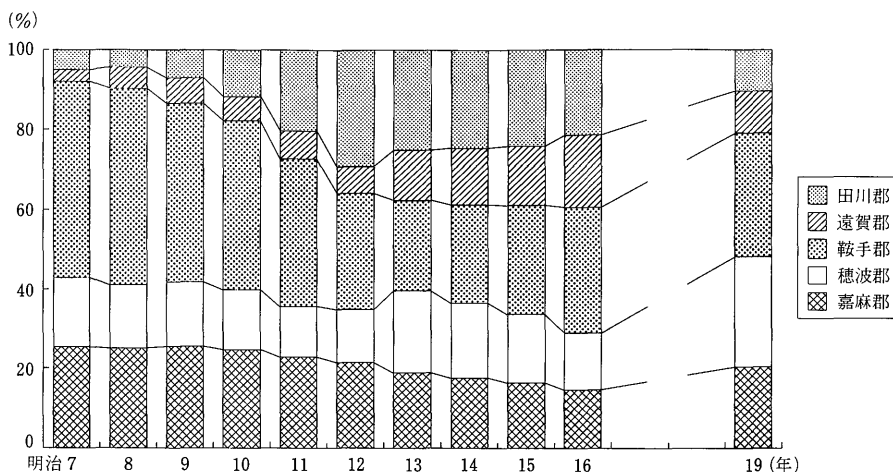
的早期からこれら専門的鉱業者による大規模な借区の獲得がみられたのである。その後、明治16年までは再び停滞し、わずかに減少さえみせているが、16年以降は鞍手郡と同様に顕著な増加を示した（増加率では穂波郡がはるかに上回る）。明治16年以降の急増の背景には潤野村での帆足義方らの新規借区をあげることができる。やはり専門的鉱業者による大規模借区の獲得がここでも大きく貢献していたのである。こうして明治19年末の時点において、穂波郡は五郡中では鞍手郡につぐ借区面積をもつにいたった。

嘉麻郡は一時明治10年に増加率の落込みをみせてはいたが、当初から毎年10%台の増加を示している。明治12年には約27%の増加をみせ、それ以降もほぼ安定して10%台の増加をみせている。明治15-16年にかけては7%程度に増加率は落ちたが、概して16年までの増加率の推移は五郡全体の平均とほぼ同じようなラインを描いている。明治16年から19年にかけては穂波郡につぐ大きな増加率を示しているが、この時期の嘉麻郡の面積の急激な伸びは、地元の麻生太吉・赤松和三郎らの借区獲得がかなり貢献している⁽¹⁷⁾。

いっぽう、第二の類型である遠賀郡と田川郡は、いずれも当初の借区面積は五郡中の下位にあった。しかし、それだけに両郡は第一類型の三郡が停滞的であった明治11年ごろまでの間にも、急速な面積の増加を示している。これが両郡の特徴のひとつである。

(17) これらの借区は、同郡綱分村の村民と麻生家を中心とした同地域での燧石坑開発によるものであった。この経緯については、拙稿「麻生・嘉麻燧石社の成立過程」(『戦前期筑豊炭鉱業の経営と労働』啓文社、1990年、所収)を参照されたい。地元の有力者を中核として、農民層が村内の借区を獲得して鉱業を拡大していこうとしていた事例をみることができる。

図-4 筑豊五郡借区面積構成比推移



遠賀郡は、明治9年から10年にかけては停滞していたものの、当初から高い増加率をみせている。明治7年から16年の間の面積増加率は五郡中では最大であり、実に32倍になった。しかし、明治16年以降は田川郡とともにその面積を大きく減少させた。この時期の減少が両郡のもうひとつの特徴である。

田川郡も遠賀郡と同様に当初の借区面積は小さかった。明治8年には全く変化がみられなかったものの、明治9年以降は第一類型の三郡が停滞するなかで、田川郡も目立った増加をみせている。明治12年には最大であった鞍手郡の面積にほぼ追いつき、翌13年には一時総面積では五郡中のトップになった。明治15年から16年にかけてはやや停滞しているが、明治7年から16年にいたる間の増加率は遠賀郡について22倍にのぼり、明治16年の総面積は鞍手郡につぐ規模であった。しかし明治16年から19年にかけては遠賀郡と同様一転して減少をみせた。

このように各郡の面積の推移には特徴がある。筑豊における各年・各郡の石炭借区面積の構成比の推移（図-4）をあわせてみると、この間

の各郡の面積の推移が全体でどのような意味をもっていたのかがわかる。当初の鞍手郡の圧倒的な比重は、第二類型の遠賀・田川両郡の急速な増加によって13年まで徐々に低下したが、その後徐々に回復した。遠賀郡は13年頃から田川郡にかわって面積を増加させはじめた。しかし19年末段階では田川・遠賀両郡ともに五郡中では再びその地位を低下させ、代わって穂波郡が大きく伸張したことがわかる。

このほか面積の推移に関して目につくのは、明治9-10年に急増をつづけていた田川郡に対し、筑前側の各郡は停滞が見られたことである。田川郡が属していた旧小倉県は明治9年4月に福岡県に合併されたが、田川郡の面積の増加もこの年から始まっている。このことから、旧福岡県と旧小倉県との間の県段階での鉱業行政のあり方の違いが反映していたことも考えられる。こうした各郡の停滞の背景には前述した明治10年の戦役の影響も考えらる。しかし、その場合には筑前側だけに大きく影響したということになる。田川郡と同類型とした遠賀郡は筑前側であるから、二つの類型の背景については、旧両

県のあり方の違いでは逆に説明ができない。唯一両郡に共通していることは、明治7年当初の借区面積が両郡とも少なかったことである。それがかえって早期から借区を増加させる要因になったとみられる。明治16年から19年にかけての急激な減少は、かなりの借区が廃業した（させられた）ことが推定できるにすぎない。この点は、さらに借区数および借区の許可および廃業の動向をも合わせて考える必要がある。

(2) 借区数

つぎに、借区数の推移についてみてみよう。

全体的な動向は前掲の図-1に示している。各年に存在した借区の数には面積の推移と同様、明治10年にはいくぶん停滞をみせているが、明治7年（210借区）からピークの明治15年（698借区）までは、ほぼ順調に増加している。その後、明治16年から19年の間にも借区面積は増えつづけたが、借区数はかなり減少し、19年末にはピーク時の約63%になった（483借区）。すなわち、この間に零細な借区を中心に多くの廃業がみられ、他方でより大きな規模の借区が許可されていったのである。

つぎに各郡の借区数の推移をみてみよう

図-5 各年存在借区数推移

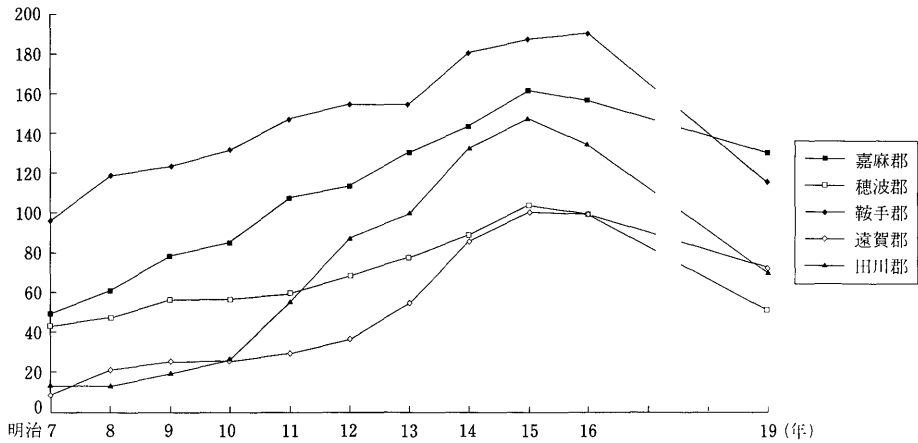
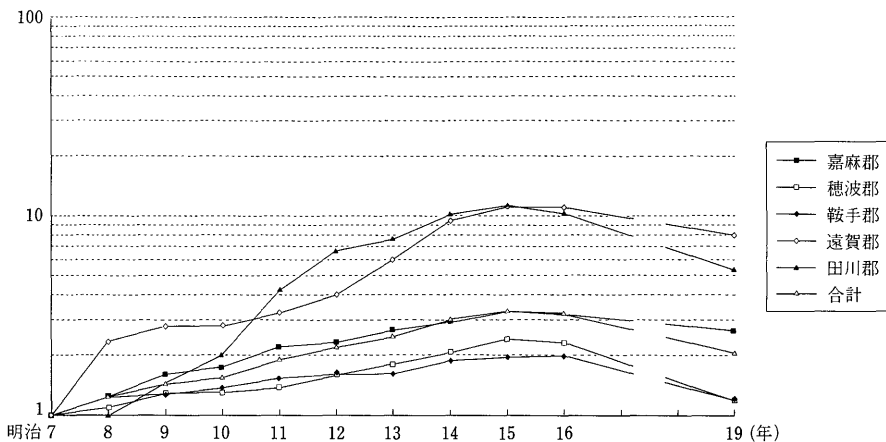


図-6 各年中存在借区数指数推移（明治7年=1）



(図-5)。全般的な動向としては、基本的にはどの郡も同じように推移していたようであるが、明治7年を基準にして借区数の変化を比較してみると、ここでも借区面積の推移と同様、二つに分けられる(図-6)。

鞍手郡は借区数でも当初から他郡の2倍以上あって、まさに借区が簇生していたようすがうかがえる。当初から借区数が多かったため、最大でも明治16年に当初の2倍弱を記録したにすぎない。しかし絶対数では同年に190借区を数えて同年までは五郡中常に最多であった(明治19年末は嘉麻郡が最多となった)。

穂波郡は鞍手郡と同じような推移をたどっている。ただし借区数のピークは15年(103借区)にあり、明治19年では五郡中最少になった。鞍手・穂波両郡は明治7年の借区数に較べると最大で2倍程度まで増加したものの、19年末では1.2倍程度にとどまっている。両郡の動きは非常によく似ている。

嘉麻郡もやはりこの類型に含めてよいと思われるが、借区面積の場合と同様に、ほぼ五郡全体の平均的な動きである。当初は48借区あって穂波郡とそれほど差はなかったが、19年末には

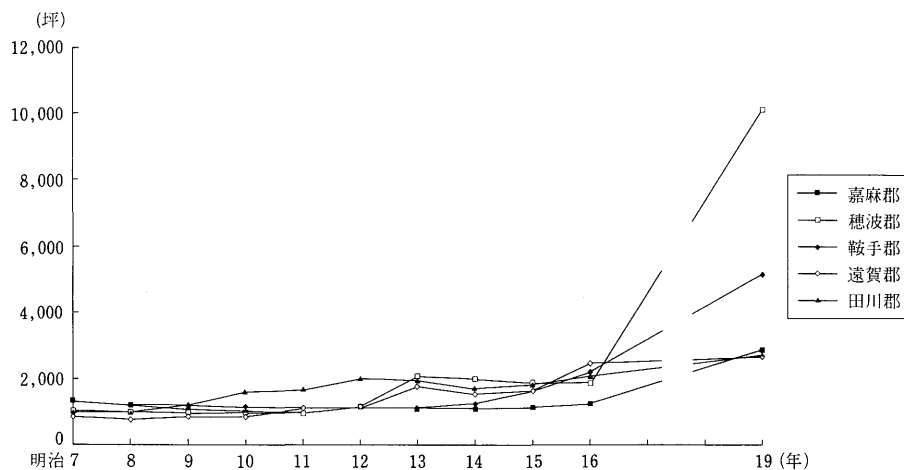
16年よりは減少したものの五郡最多の130借区になり、当初の2.7倍になっている。

田川・遠賀両郡は、借区面積同様初期には幾分違いはあるが、全期間をとおしてみると、借区数についてもほぼ同じような推移をみせている。やはり明治10年以降の田川郡の急増ぶりが目立ち、15年には11.3倍のピーク(147借区)を記録した。しかし19年末の段階では借区面積と同様に借区数も70借区へと急激に減少させている。

遠賀郡は明治7年から8年にかけて2倍強に増加したあと、明治10年まではやや停滞した。それ以降は田川郡とほぼ同様に増加し、明治15年には11倍強になった。その後19年にかけては、割合としては小さいがやはり減少している。

各郡の借区数の動向をみれば、明治15年から16年にかけてのピーク(全体では15年)の後、19年にかけて全て借区数は減少した。この減少傾向は当初から多くの借区が存在していた鞍手郡と、16年までに急速に借区数を増やして面積では鞍手郡にならんだ田川郡が顕著である。田川郡は77借区を減らしピーク時の48%にまで減少し、鞍手郡は75借区を減らして61%、穂波郡

図-7 一借区あたり面積の推移



は52借区の減少で約半分になった。なお遠賀郡は比較的減少が少なく28借区減で72%を維持し、また嘉麻郡も31借区を減らしたものの、81%の借区数を維持していた。五郡全体では15年のピーク時と比較すると、260借区減の63%になった。前述の政府の鉱業行政との関係からみても、この間民間鉱業の調査の進展につれて多くの借区の整理がすすんでいったことを示しており、また新規借区の許可数は減少したものの、1借区の規模は拡大したことを示している。

図-7に1借区あたりの借区面積の推移を示した。五郡全体の推移については煩雑になるため示していないが、明治7年から11年までは約1,100坪前後で推移した。12年以降わずかに増減しながら16年には2,000坪弱にまで増加し、明治19年には4,725坪に拡大した。借区面積および借区数の推移について同じ二類型に分けることができたのは、1借区あたりの面積が各郡の間でそれほど大きな差がなく、その変化も同じように推移していたからである。田川郡を除けば、明治12年ごろまでの借区規模は1,000坪程度であった。後発の田川郡は初期から1借区あたりの面積をすだいに増加させて推移し、12年ごろま

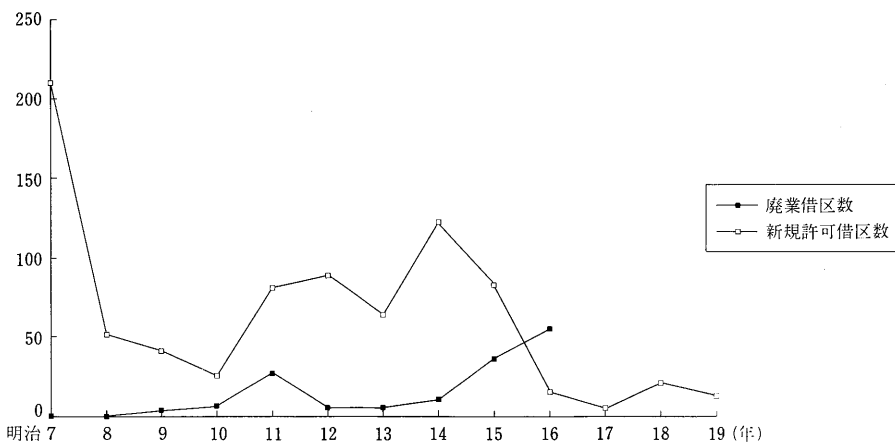
では約2,000坪程度まで上昇した。12-13年には穂波・遠賀両郡も上昇し始め、明治13年以降は嘉麻・鞍手両郡を除いた三郡は2,000坪前後にまでなった。鞍手郡は14-15年から増加している。明治16年以降は穂波・鞍手両郡の急速な借区規模の拡大が顕著である。先述のように19年には借区数で穂波郡が五郡で最少となり、大借区の登場で1借区あたりの規模では最大になった。鞍手郡も大借区の出現と、多数の小借区の廃業に伴い、平均の借区規模をかなり拡大した。残る3郡は19年末にはほぼ同水準の2,700坪前後に落ち着いている。

詳細を見ると各郡まちまちではあるが、筑豊全体としては、明治12-13年ごろから借区規模の拡大が始まったとみられ、明治15年以降に急速に拡大している。借区の規模からみるかぎり、この頃以降、本格的な発展過程にはいたとみられる。その背景として借区面積の出願最小面積が定められたことが決定的な意味をもっていたことがわかる。

(3) 借区の許可と廃業

筑豊全体の借区許可数と廃業数の推移を図一

図-8 新規許可および廃業借区数推移



8に示した。新規借区許可数は、初年の明治7年を別にすれば、明治12・14両年がピークになっている。14年のピークは13年の減少（理由は不詳）に対する反動とも見られる。実際には11年以降15年までは毎年100件弱の新規借区が許可されていたとみることができる。明治9年に出願書式の改訂がおこなわれたことはすでに述べたが、翌明治10年には許可数が目だって減少している。明治10年の西南戦争による影響も考えられるが、10年の戦役の影響は、鉱業者が戦乱による直接的影響を被って出願が減ったというよりも、戦乱による行政の事務処理への影響が大きかったようにも考えられる。なぜならば、翌11年には廃業はひとつのピークを形成しているが、同時に新規借区も急増して廃業借区数をはるかに上回っているからである。この間、多少の変動はあるが、新規に借区を出願する動きは明治10年以降14-15年ごろまでは衰えていなかったとみられる。

明治15年以降は明らかに廃業数の増加がみられる。これには前年9月の坑区税の納入方法の改定と罰則規定の追加が関係がありそうである。明治16年以降の新規借区の減少は、前述したように明治15年8月に出された石炭借区の最小坪数を10,000坪に制限したことによるものであろう⁽¹⁸⁾。

初めて借区が許可された明治7年については、特に許可日と郡別の借区数を表に示した。表からは特定の日にとまって借区が許可されている様子がわかる。これらの多くは、日本坑法によって借区を出願する以前から、すでに採掘していたものとみられる。16年版に掲載されている

筑豊五郡の全石炭借区のうち27%の借区が明治7年中に許可された。特に鞍手郡ではほぼ半数の借区が初年度に許可されている。嘉麻・穂波両郡も同年に許可された借区が多く、それらの多くが藩政期からの「焚石丁場」を引き継いだものであることを推測させる。しかも、これらの借区規模の零細性は被うべくもない。このような零細な借区が明治10年代後半に廃業していき、その結果として平均借区規模の増加が見られたのである。

図-9および図-10に新規借区と廃業借区の面積と年次別の分布を示した。新規借区は明治7年には1,000坪前後に集中しており、ほとんどが500-3,000坪程度の間にあった。明治8年以降12年までは、やはり1,000坪前後を中心としながら幾分上下に分散している。12年後半から13年にかけては大借区がみられ始めるが、15年までは依然として零細借区を中心とした借区が許可されている。明治16年以降は最小借区規模の制限により明らかに10,000坪以上の借区がほとんどになった（16年以降も若干の小規模借区が許可されているがその事情は不詳である）。

いっぽう廃業は図-10にみるように、例外的に10,000坪をこえるものもあるが、ほとんどが2,000坪以下の借区であり、その大多数は1,000坪ないしはそれ以下である。

明治17年以降の廃業状況は資料の制約から知ることができないが、計算上では17年から3年間に260借区が廃業したことになるから、この間はおそらく明治16年までの水準以上で廃業がおこなわれたとみられる。これが前述の民行鉱山借区調査の成果であることは疑いをいれない。

郡別の許可と廃業の推移を図-11と図-12に示した。新規借区許可数については13年に田川・鞍手両郡が落込みをみせているが、各郡と

(18) もちろん新規借区にしても廃業にしても、出願と実際の政府の許可との間には時間的な遅れがあることを考慮しておく必要がある。

図-9 新規許可借区の面積および年次別分布

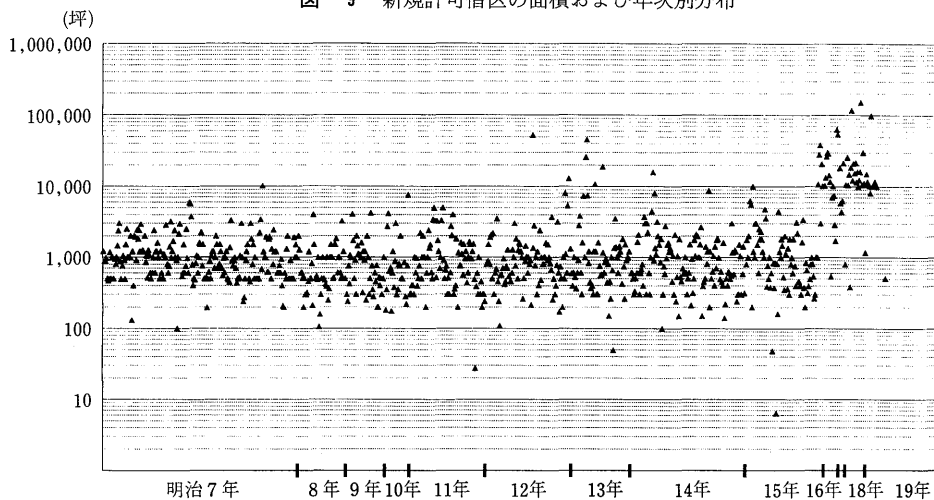


図-10 廃業借区の面積および年次別分布

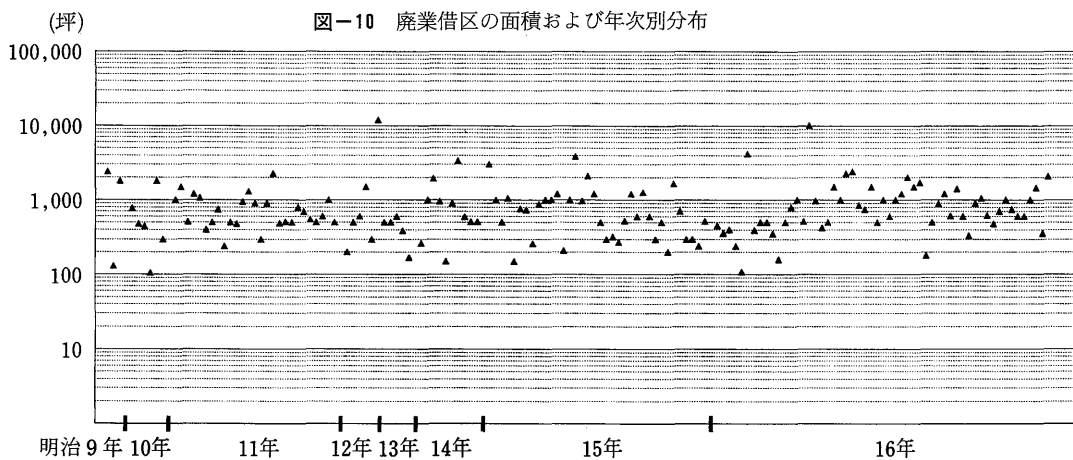
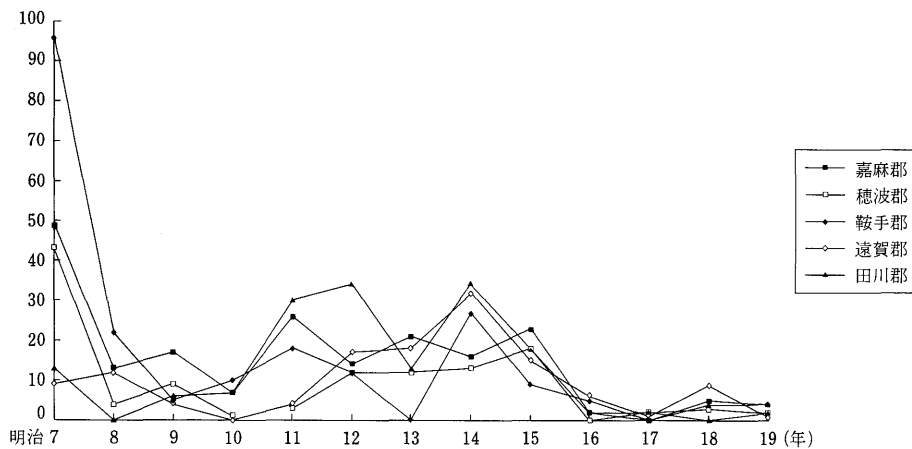
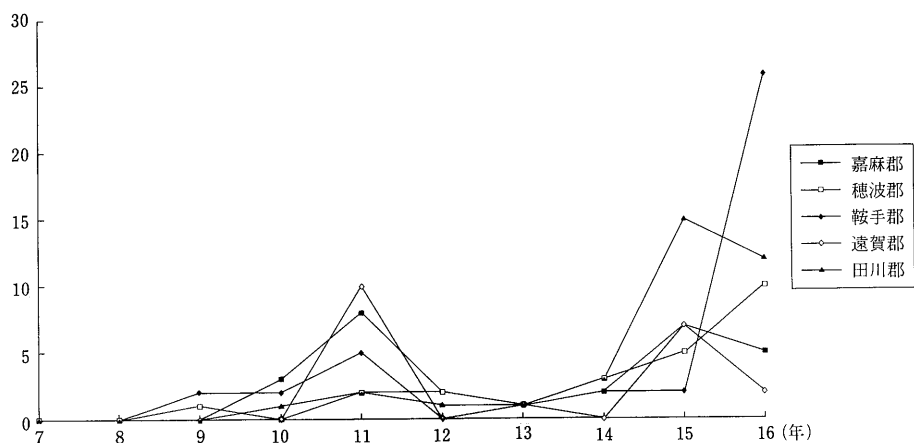


図-11 郡別新規借区許可数推移



明治初期筑豊炭田における石炭借区の推移

図-12 郡別廃業借区数推移



も全般的には同じような推移であったといえよう。廃業も14年ごろまではほぼ同じ趨勢であったが、14年以降に田川郡、16年以降には鞍手郡の廃業が増えている。他の三郡も15-16年ごろには廃業がすすんでいる。

なお、図-8にみるように、14年以前は大筋では新規借区許可数と廃業数は同じような動き

をしているとみることができる。それ以降、廃業の急増と新規許可の激減が起っているが、どちらも借区の動向には行政の動きが大きな影響をおよぼしていたことを示唆しているといえるのである。

明治7年における借区許可の状況

日付	遠賀郡	鞍手郡	嘉麻郡	穂波郡	田川郡	合計
明治7年4月15日				35		35
4月17日				1		1
4月22日		44	22			66
5月8日	9	22	20			51
5月31日		21		1		22
6月15日					9	9
7月12日		1				1
7月22日		3				3
8月30日			3		4	7
9月30日				1		1
10月17日		5	2	4		11
11月22日			2	1		3
合計	9	96	49	43	13	210
16年版に掲載された全借区中の割合(%)	7.7	47.1	26.3	37.4	8.3	27.0

(4) 明治15年の産鉱高

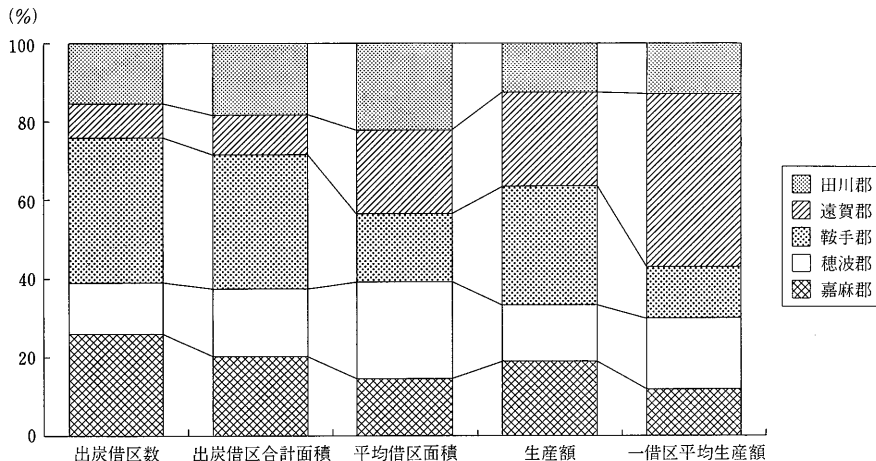
前述のように、16年版の『一覧表』には「産鉱高」が記載されているものが347件ある。この「産鉱高」は明治15年の一年間の数量であるとみられる。最大は遠賀郡香月村の帆足義方の借区であり、約960万貫が記載されている。この数値は他の例に較べればかなり大きなものであるが、これは4借区合計（28,271坪）の産鉱高として記載されている。この例は「産鉱高」によって稼業単位が示されていることになるが、実際には複数の借区がひとつの稼業単位であることを確認できないものも多い。したがってここでは借区数ではなく件数で示すにとどめた。該当する借区面積についても正確には確定できない。しかしこの「産鉱高」の数をもって、一応当時の稼業炭鉱数と見なしておくこともできよう。

鞍手郡を除けば各郡とも「産鉱高」が記載されている借区は5割以下であるが、実際にどの程度の借区が操業していたのかは定かではない。図-13にみるように、件数からは鞍手郡が多く（124件）、ついで嘉麻（90）・田川（53）・穂波

(45)・遠賀（31）各郡の順である（この件数を各郡の15年中の存在借区で除すると鞍手郡62.7%、嘉麻郡48.4%、穂波郡39.1%、田川郡33.8%、遠賀郡26.5%となる。鞍手郡では多くの借区で出炭があったことがわかるが、同時にその零細性も示している）。郡別の総生産高を比較すれば鞍手・遠賀・嘉麻・穂波・田川の順になる。五郡全体では一件あたり15万5,000貫程度の生産高になるが、これを郡別に比較すれば、遠賀郡が最大であり、以下穂波・鞍手・田川・嘉麻各郡の順になる。明治15年の石炭生産については、借区数・面積ともに最小であった遠賀郡がきわめて高い生産力を示していることがわかるであろう。遠賀郡は残る各郡の実に倍以上の生産力を示している。このように、遠賀郡が高い生産力を示していた要因については、遠賀川の水運の便に恵まれ、芦屋・若松にも近いという地理的条件から、初期から炭鉱の開発がすすんでいたことが考えられる。これは早くから遠賀郡の借区数・面積の増加がみられたこととも一致する。

借区規模の拡大は、生産を拡大する可能性を

図-13 明治15年中産鉱借区郡別比較



もっていたとしても、当時はまだ炭鉱への機械の導入はほとんど進んでおらず、したがって借区規模の拡大は技術的な制約によって生産規模の拡大を必ずしも意味するものではなかったことを示している。この資料から直接読み取ることとはできないが、たとえば大規模な借区が獲得されたとしても、明治10年代における一坑あたりの操業規模は、それほど拡大されうるものではなかったのである。

4. むすびにかえて

以上、『鉱山借区一覧表』の限られた情報から明治10年代までの筑豊石炭鉱業の分析をこころみた。借区の推移が、直接石炭鉱業の趨勢そのものを示しているものではないことはすでに述べたところである。以上の作業から、「借区」は行政による制度上の存在であるという性格から、筑豊石炭鉱業を取り巻いていた経済的諸条件によってその動向が規定されるというよりも、政府の鉱業行政の動きに負うところが大きいとみられることを明らかにした。もちろんすべてを行政と結び付けて考えることはできない。

初期明治12年以前は、ほとんどが零細な規模であり、1借区あたりの規模の郡による差はそれほど存在しない。前期的な採掘技術が採掘の規模を制約し、それが1,000坪前後の零細な借区規模に押しとどめていたためとみられる。その意味では、初期における各郡の借区の推移は、新規の許可数の推移がそのまま総借区面積の拡張につながる側面があった。

明治12年以降は大規模借区が登場し、また廃業するものもある程度でてきたことによって、各郡の推移に幾分違いがみえている。しかし、出願手続きや税制、あるいは出願面積の制限な

どによって大きく借区の状況は変化させられていることも確認できるであろう。15年以降の新規許可借区数の減少、廃業の増加および大規模借区の許可がその好事例である。

借区の状況は実際の石炭生産の状況を直接われわれに伝えるものではないが、行政の影響力は常に生産の基盤的条件としての借区のありかたに影響を与えており、延いては当時の石炭生産に影響をおよぼしていたとも考えられるのである。それは明治20年代にはいって政府が導入した撰定坑区に象徴的に示されている。

資料を限定した本稿での分析については残された作業も多い⁽¹⁹⁾。借区の動向を考えるときには、その要因や背景を具体的に、そして正確に知る必要があり、それらはむしろ個々の借区の事例について詳細に検討してこそ明らかになるからである。

付記：本稿は1993年8月7日に開催された九州大学石炭研究資料センター研究会における報告をもとに加筆したものである。

当日多くの御教示をくださった方々に謝意を表します。

(福岡大学商学部)

(19) たとえば、掲載されている借区人について、つぶさに調べることができれば、その推移をみることによって、明治初期において石炭鉱業を担っていた人々の階層や、その変化を明らかにすることができると思われる。たとえば前掲拙稿における旧嘉麻・穂波両郡の分析からは、明治初年から10年代にかけて、借区人が土着の農民層を中心とした人々からかなり専門化した鉱業者へと移り変わる過程がみられた。この傾向は当然各郡でもみられたはずである。